

【別紙：交付単価又は交付率】

種 類	(1)国の交付単価又は交付率	(参考)優先採択の対象となる地方公共団体の地方単独事業による補助の交付単価の目安
①活動推進費	112,500円(初年度のみ)	左記の額の1/3の額
②地域環境保全タイプ (里山林保全)	1ha当たり 120,000円(初年度) 115,000円(2年目) 110,000円(3年目)	左記の額の1/3の額
③地域環境保全タイプ (侵入竹除去・竹林整備)	1ha当たり 285,000円(初年度) 265,000円(2年目) 245,000円(3年目)	左記の額の1/3の額
④森林資源利用タイプ	1ha当たり 120,000円(初年度) 115,000円(2年目) 110,000円(3年目)	左記の額の1/3の額
⑤森林機能強化タイプ	1m当たり800円	左記の額の1/3の額
⑥関係人口創出・維持タイプ	年間当たり 50,000円	左記の額の1/3の額
⑦資機材・施設の整備等	購入額の1/2以内	—
	購入額の1/3以内	—
	賃借料の1/3以内	—

注1) 地方公共団体から本交付金と連携した補助を受けた活動組織は、実施要領別紙3の第5の8に定める実施状況の報告を行うに当たり、様式第19号別紙の「収入」の欄に、本交付金と分けて、地方公共団体別の補助の額を記入することとする。実施要領別紙3の第7に基づき、地域協議会長が林野庁長官等に報告する場合も同様とする。

注2) ②、③及び④の交付単価は、活動計画の取組年度に応じるものとする。

注3) ⑤の延長は森林調査・見回りを除く。

注4) ⑦のうち、林内作業車、薪割り機、薪ストーブ又は炭焼き小屋を購入する場合は購入額の1/3以内とする。

注5) ⑦のうち、賃借料の1/3以内を交付するものは、⑥の活動で使用する移動式の簡易なトイレを賃借する場合とする。